

奈良県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
下河辺医院	大和高田市片塩町一―二八	令和二年十一月三十日
メイプルリーフ薬局生駒店	生駒市俵口町二〇八五―一	令和二年十一月三十日